

第7回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和3年7月20日(火) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 7名

委 員 長 佐藤 栄一

副 委 員 長 高田 保則

委 員 渡部 道宏

〃 八木 清美

委 員 霜鳥 榮之

〃 阿部 幸夫

〃 小嶋 正明

4 欠席委員 1名

委 員 天野 京子

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長 関根 正明

副 議 長 堀川 義徳

7 説明員 3名

ICT推進プロジェクト 岩崎 芳昭

ICT推進プロジェクト 宮崎 淳一

〃 村越 洋一

8 事務局員 3名

局 長 築田 和志

主 査 道下 啓子

庶務係長 霜鳥 一貴

9 件 名

- 1) 令和3年第4回妙高市議会臨時会の運営について
- 2) 全員協議会報告事項
- 3) 協議事項（ICT推進プロジェクト会議最終報告について）
- 4) その他

○委員長（佐藤栄一） おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会します。関根議長。

○議長（関根正明） はい。議長といたしまして、皆さんの御協力をいただきまして、あと任期10日余りとなりました。

どうもありがとうございました。心より御礼を申し上げます。今回は、8月2日の臨時会の件についてでありませんが、6月定例会において、賛成議員全員により可決された発議第1号に関する委員会条例の一部改正のとおり、各常任委員会のほか、議会運営委員会の改選、議長と副議長の辞任に伴う選挙、組合議会議員の指名推選などを行うこと、また、執行部側からの追加となる監査委員の選任のほか、議案1件が提案されることになりました。本日はそれらの審議、運営について、協議をお願いいたしますよろしくをお願いいたします。

1) 令和3年第4回妙高市議会臨時会の運営について

○委員長（佐藤栄一） それでは 1) 令和 3 年第 4 回妙高市議会臨時会の運営について、①会期について事務局説明願います。局長。

○局長（築田和志） はい。皆さんおはようございます。それではお手元のレジメに沿って説明させていただきたいと思います。①の会期についてでございますが、会期につきましては、招集が 8 月 2 日、告示は明日の 7 月 21 日となります。付議予定案件といたしましては、5 ページの付議予定案件をごらんいただきたいと思います。上の執行部側案件が 1 件、そして下の議会側案件が 2 件、その下の追加予定案件が、主に、議長副議長の選挙に伴うものであり、8 件ありますので、合計 11 件ということになります。このうち、執行部側案件 1 件について御説明いたしますが、まず初めに、諸般の報告ですけれども、6 ページのところに記載してありますが、例月現金出納検査、それから監査の結果報告のほかです、専決処分によるものが 2 件ございますが、ちょっとここに記入漏れがありました。また後ほど修正させていただきますが、そのうちの 1 件は、矢代保育園の敷地内での草刈り中の飛び石による車両物損事故、もう 1 件は、妙高高原北小学校敷地内での草刈り中の飛び石による車両物損事故、この 2 件でございます。次に、議案第 43 号の条例関係につきましては、市民税務課所管となります。内容は妙高市手数料条例の一部改正についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの発行事務の手数料に関する規定が整備されまして、条例による当該カードの再交付に関わる手数料の規定が不要となるため、条例を改正したいものということでございます。レジメ 1 ページに戻っていただきたいと思います。これら追加案件を含めた合計 11 件の審議につきまして、午前、午後、1 日間を要することから、会期は 8 月 2 日の 1 日としたいものでございます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま説明があったとおり、議長副議長選挙などの追加案件も含め 11 件の審議のため、8 月 2 日、会期は 1 日ということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのように決定しました。次に②議事日程について事務局説明願います。局長。

○局長（築田和志） はい。続きまして②の議事日程について、これは一番裏の 7 ページ。追加予定日程を含む、議事日程第 1 号ですが、こちらをごらんください。日程につきましてあらかじめ当日加わるべき、追加日程を反映させた形で作成しております。かっことにつきましては現時点では確定していないという意味でございます。また、議会側の追加される人事案件に先立ち、執行部側から提案され、告示されている案件を審議することで日程を作成しております。恐れ入りますレジメ 1 ページに戻ってください。議事に入る前に、今回の臨時会は執行部側からの議案があることから、市長の招集挨拶がございます。議事日程につきましては、第 1 から第 4 は記載のとおり、議席の指定、会議録署名議員、会期の決定、諸般の報告です。諸般の報告が終わり次第次に、執行部側の議案の審議を予定しております。日程第 5 につきましては、先ほど説明していただいた、議案第 43 号になります。こちらは、臨時会における議案審議については、レジメ 1 ページの下の囲みに記載のとおり、臨時会における議案審議は、所管委員会に審査を付託することなく、会議に諮り直ちに討論、採決をすることが例である。とされておりますので、後ほどこの件について御検討いただきたいと思います。次に 2 ページの上段をごらんください。執行部側の議案採決の終了後、休憩とし、議長室において議長と副議長の辞職届がなされ辞表が提出されます。2 ページの上段、再開では、副議長が議長席に着きます。追加日程①議長の辞職許可を副議長のもとで議決いただきます。この際、議長は本人除斥となり退席となります。議決後再入場となります。ここで辞職が許可されますと、次に議長選挙が追加日程に加わるわけでございます。申し合せにより、所信表明の場を設けることになっております。ここで立候補者が届出順に所信表明を行います。なお、() 内の追加日程②仮議長の選出については、そのときに、議長席にいる

副議長が立候補する場合は、年長議員が仮議長になり、議長選挙を執行することになるということにかっこ書きになっております。次に、追加日程③議会選第3号ですが、妙高市議会議長選挙についてでございます。副議長が議長席に着いて選挙が行われます。選挙の方法は投票となり、効力決定は後ほど後の4ページの上段に口枠で記載のとおりですので、御確認いただきたいと思います。特に注意していただきたい点が2点ございます。1点目は、投票の効力は、立会い人の意見を聞いて議長が決定すること。もう1点は、法的には所信表明演説をしない者への投票も有効となるということでございます。議長選副議長選は、本来、立候補制でないことから、全員が被選挙人となり、所信表明演説をしない者への投票も有効となるということになります。それではまた話を元に戻らせていただきますが、当選告知後、新議長が登壇して挨拶をいたします。ここでまた一旦休憩を取り、新議長が次の議事運営を確認をいたします。次に（追加日程④）ですが、副議長の辞職許可、こちらは、新議長により議事進行を行います。副議長は、除斥と一旦なりまして、退席し、辞職許可の議決後再入場となります。かっこしているのは副議長が先ほどの説明のとおり、議長選挙で当選した場合は、同時に、副議長職が失職となるために、辞職の必要がないから、かっこ書きとなっているものです。選挙に入る前に立候補者が所信表明を行います。次に、追加日程⑤議会選第4号です。妙高市議会副議長選挙についてですが、選挙を執行し、当選告知後、新副議長が登壇し挨拶を行います。ここでまた休憩に入ります。常任委員会、行政委員会の所属希望を取りまとめた結果を踏まえて、正副議長において、常任委員会委員のメンバーを調整いたします。調整後、全協を開催し、常任委員会委員の調整結果を報告し、事前了解を得ます。再開後です。日程第7、議会選第1号、妙高市議会各常任委員会委員の選任についてが議題となり、選任となります。またここで休憩に入ります。休憩中にそれぞれ委員会にて正副委員長を互選いたします。場所はそこに記載のとおりですので、各部屋に分散していただくようになります。その後、委員長の互選結果を受けて、正副議長において、次に議会運営委員会委員の人選を調整いたします。調整後、全協を再度開催し、調整結果を報告し、事前に了解を得ます。本会議再開後、常任委員会の正副委員長を報告した後、日程第8、議会選第2号妙高市議会議会運営委員会委員の選任についてが議題になり、選任となります。またここで休憩に一旦入ります。この休憩中に議会運営委員会の正副委員長を互選するということになります。互選後、その結果を受けて、正副議長において次のような、各委員、議員の調整を行います。記載のとおりですが、議会選出監査委員、それから、上越地域消防事務組合議会議員、次に新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員、それから都市計画審議会委員ということでございます。こちら調整後、再度全協を開催し、調整結果を報告し、事前に了解を得ます。本会議再開後、議会運営委員会正副委員長互選結果を報告した後、追加日程⑥議会選第5号、上越地域消防事務組合議会議員の選挙についてが議題となり、先ほど決まった議員を指名推選、ということになります。同様に追加日程⑦議会選第6号、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙についてが議題になり、こちら、指名推選となります。次に追加日程⑧議案第44号、妙高市監査委員の選任同意について、これは、先ほどの説明のとおり市長提案議案であります。可否の投票による表決となります。先ほど決まった議員は除斥となり、即決するということとなります。以上をもって、臨時会は閉会となります。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。今ほど説明がありましたが、議事日程のうち、第5、議案第43号の審議方法について確認したいと思います。本議題を委員会付託なしで即決とする内容ですが、これについて御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、第5の審議方法については、委員会付託せず、即決とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのように決定しました。次に、そのほかの議事日程については、条例、

慣例に基づき行われるものであります。意見質問等ございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

- 委員長（佐藤栄一） ないようでしたらこのように進めさせていただきますのでよろしくお願いをします。それでは、
②議事日程については説明があったとおりで、よろしくお願います。

2) 全員協議会報告事項

- 委員長（佐藤栄一） 2) 全員協議会報告事項について、事務局、説明願います。局長。
- 局長（築田和志） はい。お願います。それでは①議会側全員協議会につきましては、8月2日の9時30分から委員会室にて行う予定としております。本日決定しました臨時会の運営について、事務的説明が多いことから、私のほうから説明を行わせていただきたいと思います。次に、ICT推進プロジェクト推進会議における最終報告書を配布し、報告にかえさせていただきます。また、その他として議長から委員会の改選に伴う委員長の事務引き継ぎにつきまして、説明を行う予定としております。以上です。
- 委員長（佐藤栄一） はい。これらについて何か御質問等ございますか。
それでは、このようにお願したいと思います。

3) 協議事項 ICT推進プロジェクト会議最終報告について

- 委員長（佐藤栄一） 次に、3) ICT推進プロジェクト会議最終報告について。本日は、プロジェクトリーダーの岩崎議員ほかメンバーの村越議員、宮崎議員に出席依頼しております。それでは、岩崎リーダーより説明をお願いします。
- 岩崎プロジェクトリーダー（岩崎芳昭） はい。皆さんのお手元にICT推進プロジェクト会議報告書（案）ということで、資料をお配りさせていただきました。昨年の12月に議会運営委員長より、7月末までに結果を資料化されたいということで、7月12日までの間に10回の推進プロジェクト会議を開催し検討を進めてまいりました。資料をめくっていただきたいと思ひます。まず、資料の3ページをごらんいただきたいと思ひますが、2のタブレット端末導入に関する検討結果ということで、①としまして、この前の会議と重なる部分もありますが最終案ということで、改めて、確認のためにちょっと説明させていただきます。いわゆる必要性ということで3点にまとめさせていただきます。タブレット端末の目的、必要性ということで、タブレット端末を最大限に活かしながら正確なデータ等に基づき、政策議論のさらなる推進を図り、市の意思決定担う議会としての役割を果たすとともに、市民に信頼される議会を目指す。このことから、三つ目ということで、まず1番目としましては議会活動の深化です。それから、2点目としましては議会機能の高度化。3点目としまして、デジタル時代に即した議会運営、この三つにまとめさせていただきます。それから次に2ページなんですけども、導入の台数につきましては、導入の台数は、議員定数の18台プラス、事務局また予備の4台ということで22台を想定しております。それから導入の方法につきましては5年のリース契約ということで、お隣の上越市でも、当初は4年という計画をしたんですが、5年という形で期間を延長しておりますし、経過からしまして、今の電子情報の中では、専門家のアドバイザーからは3年という意見もあったんですけども、5年を一応契約のリース期間というふうな形で考えております。それから4点目の機種の設定なんですけども、議員本来の業務であるその本会議とか委員会において、議案等の資料を閲覧することを最重要と考えた場合、まずは、一つとして、資料の比較のための2画面以上での閲覧、それから二つ目としましてメモがとれること。それから三つ目としまして、資料のアップロードが容易なこと。四つ目としまして同時に二つの作業ができること。また5点目としまして、しおり機能。それから6点目としましては、検索

機能が充実していること。また7点目としまして議会での導入実績など、こちらへを提案しまして、画面サイズが大きく資料が見やすい、アップル社のタブレットが最適と考えております。それから、タブレットを動かしますOSにつきましてはi o s、それから容量は256ギガバイト、それからサイズについては最大画面ということで、12.9インチ。通信方式なんですけども、W i - F i +セルラーモデルということで、使用場所が限られた議場とか、委員会室等に現在、W i - F i の環境を整備する必要があります。それとともに、もう一つは、いずれもどこでもってということから、政務活動の庁舎外での利用も想定されますので、活用の幅と発展性から考えても、モバイルデータの回線の使用が不可欠ってということで、W i - F i +セルラーモデルを選択するということと考えております。それから、隣の3ページなんですけども、通信費等の費用負担なんですけども、本体の、端末本体につきましては公費負担、それから通信費なんですけども、2分の1は政務活動費、プラス2分の1は私費用です。それで、議会活動と議員活動の両方での利用を想定しています。タブレット端末通信費の負担ってということになりますと、この後で説明します、妙高市議会情報通信機器の使用基準（案）において利用の範囲を定めております。そんなことから、妙高市議会政務活動費の取扱いに関する規程の別表において、通信費の2分の1は政務活動費を充てることを可とすべきと、ちょっとこっちは抜けていますが、可とするべきであるということで、考えております。それから、ソフト等についてはi P a dに標準で搭載されているアプリのほかに、東京インタープレイのS i d e B o o k sクラウド本棚の搭載が必要であるというふうに考えております。それから、付属品なんですけども、キーボード付きカバーと、それからアップルペンシルは純正品を、本体のアップルのi P a d、それと同様のリースをするということで。今まで最初私費とかいろんな話があったんですが、全てをリースにする考えであります。それともう一つは、電源の関係なんですけども、予備の電池、いわゆるモバイルバッテリー、これについては個人負担とするというような形の中で考えております。それから、使用基準なんですけども、使用基準につきましては、後ほど出てきます妙高市議会情報通信機器の使用基準（案）作成しました。その中で、実際に使用してみなければ、不明な点も想定されますが、導入後も改正などの必要があると考えられます。それから、次に⑨番目のタブレット端末の導入に関するスケジュールなんですけども、今現在、令和3年度、それで来年の令和4年度の導入を目指します。具体的には5月に端末等の入札、それから7月に会議システム等の決定、10月から運用開始、研修会実施、そして、12月定例会よりタブレット端末を議会に導入するってということで、紙とタブレットの併用を12月議会より始める。そんな形で考えております。それからめくっていただきまして、4ページになります。次⑩のペーパーレス化のスケジュール関係なんですけども、いわゆる併用を経過した後、令和5年の6月定例会から、議事日程、また議案等の公の資料のペーパーレス化を基本に移行を目標として掲げております。それから次に⑪の操作の関係なんですけども、操作研修は、操作マニュアルというものを作成を行いながら、導入時、また運用開始前に研修会を行います。またその後も必要に応じて操作研修を行いながら、不慣れな方へのサポート初め、また、機能操作への理解度向上だけでなく、情報漏えい防止のためにも、説明会、研修会を丁寧に行う配慮が必要であるというふうに考えております。それから、このタブレットを使うために、W i - F i の設置の関係が⑫番なんですけども、今現在この5階のフロアにはW i - F i の機能はありません。そういうことで、議場を初め委員会室など、5階のフロア全体で使用できるようにW i - F i の設置が必要というふうに考えております。また、将来的な検証としまして、利用開始後、2年ごとにタブレット端末導入後の利用状況とか、また、メリット、それからデメリット等について検証し、その後のタブレット端末の使用、また会議システムの使用、また使用基準等について再検討を行う必要があると思いますし、また、導入後の削減効果ということで、かっこの中に書きましたが、紙の消費量とか、また印刷代、ファクス通信代、印刷や配布等の人件費、書類保管スペース、また端末代など、これらについてもやっぱり細かく検証を行う必要があるというふうに考えております。それから次に5ページ、妙高市議会情報通信機器の使用基準（案）と

いうことであります。この使用基準につきましては、先回お示ししました内容とほとんど変わっておりませんが、5ページの第5条にあります、貸与端末の取扱いということで、議員は貸与端末を使用する場合、議員の品位を重んじた良識のある使用を心がけるものとする。ここが1番のポイントかなというふうに思っております。それからめくっていただきまして、6ページの1番上段なんですけど、貸与端末を管理する際はということで、見え消しにしてありますが、ここについては、貸与端末を管理する際は、適正な管理に努めるものとする。っていうような形の表記に改める、というように考えております。それから次に4番なんですけども、ここにつきましても、やむを得ない場合を除き、貸与端末を紛失し、または破損した場合については、使用者の実費弁償とする。ということでこのところの字句を一部訂正をさせていただきます。それから次に、第6条なんですけども、アプリケーションソフトの追加なんですけども、ここについては、いわゆる必要なもの以外の、例えばどうしてもこれが必要だというのがこれから運営していく中で出てくるかもしれません。そういうことを想定した中で、第6条を定めてあるんですが、その中で、今後、第6条のアプリの追加につきましては、例えば各会派とかそこらへんで、どういうものが必要か、いわゆるアンケート調査が必要かなというふうに考えております。それから、あとは、13条のところで見え消しになっていますが、後段の部分を削除して、第13条ではこの基準の定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聞いて定める。というように形にだけにとどめさせていただくように見直しをさせていただきました。そんな中で、最終案ということでありますが、これまでの検討結果ということでこのような形でまとめさせていただきましたが、今後またこれから予算要求する手続き、またさらには導入までまだ1年からの時間があります。そんなことからしてタブレットの導入、また活用など、いろんな情報を含めて、臨機応変な対応もこれから必要なというふうに考えておりますので、アプリの追加の関係もあります、各会派です、報告内容を検討していただいて、率直な意見、また課題などを出していただければ幸いです。せっかくの機会ですので、あと2人、村越議員と、宮崎議員いますので、補足とそれからあと、ちょっと一言ずつお願いできればというふうに、突然のふりで申し訳ございません。

○委員長（佐藤栄一） それでは、村越議員。

○村越議員（村越洋一） はい、お許しいただいたので発言させていただきます。今回、本当に時間をかけてやらせていただきました。なかなか回数を重ねた割には、なかなか前へ進まなくて大変だったんですけども、このような形でまとまりました。それで、やはり初めてのことで運用して、また、改善すべき点、そういったものもあると思います。それから臨機応変の対応等も含めて、活用しながらやっていくという姿勢でお願いしたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤栄一） はい、ありがとうございます。どうぞ、続いて、宮崎議員。

○宮崎議員（宮崎淳一） はい。今発言のお許しを得ましたので。はい、議会運営委員長より、このようなプロジェクトチームが発足され、岩崎リーダーを中心に会議を重ねてきて、こういった形で、皆様に最終報告をすることになりました。このデジタル社会に即すスピード感を持って対応しなければならないということで、このようなまだ、完全なる完成とは至らない点も、また皆さんの御意見をお聞きしながらという形になろうかと思いますが、ぜひ、妙高市議会もこういった新しいデジタル社会に実現できるように、皆様の御協力、またそして御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤栄一） ありがとうございます。それでは各委員から御質問御意見等ございましたらお願いします。渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） それでは、ちょっとお聞きしたいんですけども、この妙高市議会情報通信機器の使用基準において、利用の範囲を定めているということなんでございますが、範囲というのはどこからどこまでどういう感じ

で使うというような範囲の定め方なのか、ちょっと私読み取れないんで教えていただけますでしょうか。出てこないで、どこら辺をその範囲として定めているのかというのを聞きしたいということなんですけども。使用の範囲、どこで使用できる範囲。禁止事項等については書いてあるんですよね。その使用範囲というのは例えば、議会議中を使用していいとか、委員会中使用していいとかっていうその範囲ですよ。私的に使っても、日中の私的な活動に使ってもいいとかっていう範囲的なものが何か定めてあるのかなと思ったんですけど。この3ページの上から何ていうんすかね、通信費用等の費用負担のところの上から4行目ですかね。妙高市議会情報通信機器の使用基準案において、利用の範囲を定めていることからっていうふうな表記がございましたので、その使用の範囲ってのはどういうふうに見ればいいのかということ、教えていただけますか。

○委員長（佐藤栄一） 岩崎プロジェクトリーダー。

○岩崎プロジェクトリーダー（岩崎芳昭） はい。範囲なんですけども、皆さんのお手元の資料の5ページの使用基準の1番上の目的、ありますね、第1条。これで、かっこの中にありますが、本会議、それから常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会等の会議。以下、会議という。その他、議員活動において使用に関してっていう形の中で、基本は、我々の議員活動がメインという形の中でのタブレットの活用となります。

○渡部委員（渡部道宏） わかりました。目的の中に範囲が入っているという考え方でいいんですね。それで私前々から申し上げたんですけども、費用負担について、あくまでも基準で定めるのであれば、費用負担という項目が起きてもおかしくないかなと思っていたんですが、それについては単なる申し合わせでいくのか、この基準の中にうたわれない理由は何があるのか教えてください。

○岩崎プロジェクトリーダー（岩崎芳昭） 今、渡部委員からの件につきましては、10回目の検討会の中で議論しました。それで、この使用基準の案の中に組み入れるか、それとももう一つの方法としましてってことで、皆さんのお手元の資料の3ページの⑤番のところをごらんいただきたいと思いますが、いわゆるその通信費の関係につきまして、いわゆる後段の部分なんですけども、妙高市議会政務活動費の取扱いに関する規程の別表に、この部分を明記するというので、この政務活動費となれば市民への公開もされますし、それからこの使用基準等もホームページ等で確認出来ます。そういうところに掲載させた形の中で、いわゆる2分の1の政務活動費の充当っていう表現をしていくということ考えております。

○委員長（佐藤栄一） よろしいでしょうか。

○渡部委員（渡部道宏） はい。

○委員長（佐藤栄一） 利用が始まった段階で、政務活動費の規定の見直しとして、書き加えるということになりますね。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 長年の懸案であった、このタブレット端末導入が大きく前進したなということで、プロジェクトの皆さんには感謝申し上げたいというふうに思います。過程の中で、検討の過程の中で専門家の意見もお聞きするというようなこともございました。そこらのところですね、この変化の激しいといいますが、進歩の激しい、こういう中であって、専門家の意見というのはどういったことが入ってたんでしょうか。

○岩崎プロジェクトリーダー（岩崎芳昭） 当日、妙高市の専門家の吉田さんという方と、それから担当の係長を含めて話し合いをしました。その中で途中までの中間報告のまとめたものを提示した中で、それに対して意見聞いていくという中で、それで先ほどもちょっと話したんですが、リース契約の期間等については、やっぱり今のこの電子機器が日進月歩する中で、皆さん5年だけでも、一般的には3年ってというような形のリースが今んとこ標準というか、ベースとなっていますよっていう話がされました。ただ、値段的に今度非常に高くなるわけですね。それで上越市も結局は4年だったのを5年に延ばしたと。そこら辺の中で私たちもいろいろ考える中で、今、5年くらいが

適当かな。その中で、小さなバージョンアップ等は必要かもしれませんが、基本は5年という形の中でって。

あと、そのほかの部分については、私らの考え方に対しては、理解を示していただいたのが実態です。以上です。

○小嶋委員（小嶋正彰） ありがとうございます。今後ソフトの追加等で、より使いやすいように、どんどん変えていかなきゃいけないんだろうなというふうに思います。この中でも3ページの⑥ソフト追加で、東京インタープレイのサイドブッククラウド本棚というのがありますし、それから下のほうには、会議システムっていうのがあります。こういったものではその都度、追加費用、借りているリース費用のほかにそういう、何か追加の費用ってのが出てくるものなんでしょうか。

○村越議員（村越洋一） Side Booksに関しては当然費用の中に入っていますし、あと追加で必要になるものに関しては、今、無料で対応できる非常にいいものがたくさんありますので、そういったもので対応したり、あとは本当に、有料で個人的にこういったものを入れたいんだっていうものが出てくる可能性もあると思うんですね。そのときはまた、意見出してもらった中で検討していくというふうな形になろうかと思います。

○委員長（佐藤栄一） はい。ほかにございますか。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） はい。大変御苦労さまでした。いろいろと御説明聞いた中ではありますけども、まだ今後ね、今これで報告は今で最終と言われているんですけども、内容的には、最終じゃなくて、まだ継続でいくわけで、いわゆる端末の導入、それからそれについての講習とか、あるいはアプリの関係とかもろもろあるんですけども、ここでのプロジェクトの組織の位置づけの問題、今後どうしていくのか、これで解散してしまっ、また新たになっていく形なのか継続してそのまま面倒見てもらえるのか、その辺の位置づけの問題ね。どうするのかっていうのは、細かいのはさておいて、位置づけだけちょっと、どうしたもんかなという確認はしておいたほうがいいんじゃないかなというあたりです。

○委員長（佐藤栄一） これにつきましては一応議会運営委員会からこのプロジェクトチームに諮問というか、お願いをしてきたという絡みもありますので、この議会運営委員会が一旦この7月で任期が来てしまいますので、一旦区切りとなってしまいます。岩崎プロジェクトリーダーが先ほど申し上げましたとおり今後、来年度予算への予算要求なり、執行部側との調整等もあります。これらにつきましては、新しい8月からの体制の中で、改めてこのプロジェクトとなるような形をつくっていただいて、継続的な形が必要ではないかなというふうに私は思っていますので、それは8月以降の中で御検討いただきたいと同時に、この3人すばらしいメンバーでありました。10回でこれだけまとめてくださったので、できれば継続してやっていただきたいという気持ちはあるんですが、これ今度、8月の体制の中で見ていかなきゃいけないということで御理解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（佐藤栄一） ほかに、御質問御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（佐藤栄一） ではよろしければ、8月2日の全員協議会にて、この報告書を配付することとしたいと思います。プロジェクトの皆さんには本当に短い期間の間にここまでまとめていただき本当にありがとうございました。今ほど申し上げましたとおり、来年度予算に向けても、まだまだ執行部との交渉なりいろいろあります。新しい体制の中でまたプロジェクトチームが必要になっていくと思いますので、その際には、御協力を賜りたいと思います。本当にありがとうございました。

〔「ありがとうございました」の声と拍手〕

4) その他

○委員長（佐藤栄一） 続きましてその他に入ります。ちょっとこのレジメに書いてないんですが、先ほどお手元のほうに議運小委員会経過報告を配らせていただきました。6月30日に開催した分を議運に報告してございませんので、この部分を報告させていただきたいと思います。①に3、9月の定例会における予算決算の委員長報告についてということで、これにつきましては前回の全協でもお話をさせていただきまして、正副委員長が相談をして、報告部分をまとめ、報告するという形となっております。報告に対する質疑は行わないという形だったと思いますので、これをマニュアルに掲載をしていきたいということでございます。②の予算決算の総括質疑につきましては、構成が変わった委員会後も検討を続けてほしいというのが小委員会からの気持ちであります。③の定例会全体の在り方についてということで、3月、9月の常任委員会を2日制を検討したらどうかということで、今日は最後の議運なんでここで議論するか、次の8月の議運で議論していただければなというふうに思っています。これについては2日間というのは、1日目に予算決算以外の議案について審査をし、2日目に予算決算を集中的に質疑するという2日制をとったらどうかというのが小委員会の案でございます。今のように夕方時間がなくなってきて、カットカットというような形ではなく、きちっとした審議をもう少し議会で出来ないかという形で検討させていただきました。そうすると初日の1日目が、議案等少ない場合には早く終わるかもしれませんが、それについては、翌日の予算決算に対する質疑について、事前に委員会の中で揉んでいただいて、質疑が有効になることを願っているところもあります。それから、あわせて会派代表質問も今後検討の俎上にあるのではないかとということで検討してきたところです。それから、補正予算の質疑、回数制限、委員外質疑についてですが、これについては質疑回数は3回は変わらず、委員外質疑ができるのは、同一議案、同一事業の質疑3回に限るという形でいかがかと。要するに補正予算にたくさんの議案が出ていても、一つの議案事業について3回やった場合のみ、委員外議員の質問を認めるという形をとったほうがいいのではないかと。委員会が中心で議案がやっていかなきゃいけないということで、これをまた議運で、今後の議運で検討していただきたいということです。それから、議会傍聴規則についてですが、傍聴席において双眼鏡等に対応する検討が必要ではないか。カメラ等のお持ち込みは記者等報道関係以外は認められていないところもありますので、この辺、他の市を見ながら、傍聴規則の改正についても検討していくべきなんじゃないかという話出ました。それから、今ほどちょっと話をしましたが、マニュアルについても、ここまでかなり見直してまいりましたので、7月中旬に改正したものを出していただきたいと思いますということでございます。マニュアルは絶えず生き物のようにどんどん変わってきますので、その都度区切りをつけて新しいものを出していかなければいけないなというふうに思っているところです。以上、ここまでで十数回、小委員会を開催して議会運営委員会に諮ってまいりました。かなりのスピードでいろんなことを議会運営委員会にお諮りをして、全協に報告して議会改革が進められたというふうに思っています。小委員会の皆さんに本当に感謝申し上げますとともに、議運の皆さんにおかれましても、慎重に審議をしていただいたことに感謝申し上げたいというふうに思っております。今後の課題を残しておりますが、皆さん方、いろんな立場の中でまた御検討いただければというふうに思っています。2年間本当にありがとうございました。これで終わっちゃいけないので、次にその他の中身について、事務局説明願います。

○局長（築田和志） はい。それでは、4ページの下段4）をごらんください。その他として2点ございます。まず1点目は、追加議案等の事前配布についてでございます。追加日程を含む議事日程と、追加提案となる議会側関係議案につきましては、予定されている日程及び議案であることから、議会開会前に控室へまとめて事前配布する予定としております。2点目です。常任委員会、行政委員会の希望記入表の事前送付についてでございますが、希望の記入表につきましては、当日の朝、8月2日の朝、控室に合わせて配布させていただきます。記入出来次第、できるだけ早めに提出していただきたいものですが、正副議長の決定後、遅くともそこまでは、提出していただき

いと考えているものです。以上でございます。

○委員長（佐藤栄一） はい。1点目2点目については何か御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、このようにお願いをしたいと思います。それでは、最後に、私のほうから、この2年間、本当に議会運営におきまして、皆さん方に、御尽力御協力いただきましたことに感謝申し上げたいと思います。この2年間で、かなり議会運営、それから議会改革等も進んだなと私は思っておりますし、皆さんの協力のおかげだというふうに思っております。8月から新たな体制となる形となるわけですが、ますます皆様方の御活躍を祈念を申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（佐藤栄一） 以上をもって、議会運営委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午前10時46分

議会運営委員会委員長	
------------	--